



4 農振第 3529 号
令和 5 年 4 月 3 日

関東農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部長

「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について」の一部
改正について

「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について」（平成 19 年 3 月
28 日付け 18 農振第 1598 号農林水産省農村振興局企画部長通知）の一部を別紙新
旧対照表のとおり改正したので、御了知願いたい。

おって、貴局管内各都県土地改良事業担当部局には貴職からこの旨通知願いたい。



土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について（平成19年3月28日付け18農振第1598号農林水産省農村振興局企画部長通知）の一部改正について
新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行																																																																				
土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数	土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数																																																																				
1～3 [略]	1～3 [略]																																																																				
4 消費者物価指数及び支出済費用換算係数	4 消費者物価指数及び支出済費用換算係数																																																																				
(1) 消費者物価指数は次表に示すところによる。	(1) 消費者物価指数は次表に示すところによる。																																																																				
(令和2年度=100)	(令和2年度=100)																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年 度</th> <th style="text-align: center;">消費者物価指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和45年度</td><td>31.4</td></tr> <tr><td>46</td><td>33.3</td></tr> <tr><td>47</td><td>35.2</td></tr> <tr><td>48</td><td>40.7</td></tr> <tr><td>49</td><td>49.1</td></tr> <tr><td>50</td><td>54.3</td></tr> <tr><td>51</td><td>59.5</td></tr> <tr><td>52</td><td>63.6</td></tr> <tr><td>53</td><td>66.0</td></tr> <tr><td>54</td><td>69.2</td></tr> <tr><td>55</td><td>74.5</td></tr> <tr><td>56</td><td>77.4</td></tr> <tr><td>57</td><td>79.4</td></tr> <tr><td>58</td><td>80.9</td></tr> <tr><td>59</td><td>82.7</td></tr> <tr><td>60</td><td>84.3</td></tr> </tbody> </table>	年 度	消費者物価指数	昭和45年度	31.4	46	33.3	47	35.2	48	40.7	49	49.1	50	54.3	51	59.5	52	63.6	53	66.0	54	69.2	55	74.5	56	77.4	57	79.4	58	80.9	59	82.7	60	84.3	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年 度</th> <th style="text-align: center;">消費者物価指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和45年度</td><td>31.4</td></tr> <tr><td>46</td><td>33.3</td></tr> <tr><td>47</td><td>35.2</td></tr> <tr><td>48</td><td>40.7</td></tr> <tr><td>49</td><td>49.1</td></tr> <tr><td>50</td><td>54.3</td></tr> <tr><td>51</td><td>59.5</td></tr> <tr><td>52</td><td>63.6</td></tr> <tr><td>53</td><td>66.0</td></tr> <tr><td>54</td><td>69.2</td></tr> <tr><td>55</td><td>74.5</td></tr> <tr><td>56</td><td>77.4</td></tr> <tr><td>57</td><td>79.4</td></tr> <tr><td>58</td><td>80.9</td></tr> <tr><td>59</td><td>82.7</td></tr> <tr><td>60</td><td>84.3</td></tr> </tbody> </table>	年 度	消費者物価指数	昭和45年度	31.4	46	33.3	47	35.2	48	40.7	49	49.1	50	54.3	51	59.5	52	63.6	53	66.0	54	69.2	55	74.5	56	77.4	57	79.4	58	80.9	59	82.7	60	84.3
年 度	消費者物価指数																																																																				
昭和45年度	31.4																																																																				
46	33.3																																																																				
47	35.2																																																																				
48	40.7																																																																				
49	49.1																																																																				
50	54.3																																																																				
51	59.5																																																																				
52	63.6																																																																				
53	66.0																																																																				
54	69.2																																																																				
55	74.5																																																																				
56	77.4																																																																				
57	79.4																																																																				
58	80.9																																																																				
59	82.7																																																																				
60	84.3																																																																				
年 度	消費者物価指数																																																																				
昭和45年度	31.4																																																																				
46	33.3																																																																				
47	35.2																																																																				
48	40.7																																																																				
49	49.1																																																																				
50	54.3																																																																				
51	59.5																																																																				
52	63.6																																																																				
53	66.0																																																																				
54	69.2																																																																				
55	74.5																																																																				
56	77.4																																																																				
57	79.4																																																																				
58	80.9																																																																				
59	82.7																																																																				
60	84.3																																																																				

改正後

年 度	消費者物価指数
6 1	8 4. 3
6 2	8 4. 7
6 3	8 5. 4
平成 元	8 7. 8
2	9 0. 5
3	9 3. 0
4	9 4. 6
5	9 5. 7
6	9 6. 1
7	9 5. 9
8	9 6. 3
9	9 8. 2
1 0	9 8. 4
1 1	9 7. 9
1 2	9 7. 3
1 3	9 6. 4
1 4	9 5. 8
1 5	9 5. 6
1 6	9 5. 5
1 7	9 5. 3
1 8	9 5. 5
1 9	9 5. 9
2 0	9 6. 9
2 1	9 5. 3
2 2	9 4. 8
2 3	9 4. 7
2 4	9 4. 5
2 5	9 5. 3

現 行

年 度	消費者物価指数
6 1	8 4. 3
6 2	8 4. 7
6 3	8 5. 4
平成 元	8 7. 8
2	9 0. 5
3	9 3. 0
4	9 4. 6
5	9 5. 7
6	9 6. 1
7	9 5. 9
8	9 6. 3
9	9 8. 2
1 0	9 8. 4
1 1	9 7. 9
1 2	9 7. 3
1 3	9 6. 4
1 4	9 5. 8
1 5	9 5. 6
1 6	9 5. 5
1 7	9 5. 3
1 8	9 5. 5
1 9	9 5. 9
2 0	9 6. 9
2 1	9 5. 3
2 2	9 4. 8
2 3	9 4. 7
2 4	9 4. 5
2 5	9 5. 3

改正後

年 度	消費者物価指数
26	98.1
27	98.3
28	98.3
29	99.0
30	99.7
令和 元	100.2
2	100.0
<u>3</u>	<u>100.1</u>

(注) 最終年度の翌年度の消費者物価指数は、原則として、最近3か月以上の月別消費者物価指数の対前年同月増減率の平均値に基づき算出する。

現 行

年 度	消費者物価指数
26	98.1
27	98.3
28	98.3
29	99.0
30	99.7
令和 元	100.2
2	100.0

(注) 最終年度の翌年度の消費者物価指数は、原則として、最近3か月以上の月別消費者物価指数の対前年同月増減率の平均値に基づき算出する。

改正後

(2) 支出済費用換算係数は、次のA表に示すところによる。なお、昭和49年度以前の支出済費用換算係数は、A表の昭和50年度の支出済費用換算係数にB表の昭和50年度基準換算係数を乗じて算出する。

(A表) 支出済費用換算係数

年 度	支出済費用換算係数
昭和50年度	<u>2. 253</u>
51	<u>2. 134</u>
52	<u>2. 032</u>
53	<u>1. 949</u>
54	<u>1. 788</u>
55	<u>1. 619</u>
56	<u>1. 583</u>
57	<u>1. 547</u>
58	<u>1. 541</u>
59	<u>1. 531</u>
60	<u>1. 530</u>
61	<u>1. 551</u>
62	<u>1. 559</u>
63	<u>1. 527</u>
平成 元	<u>1. 465</u>
2	<u>1. 407</u>
3	<u>1. 351</u>
4	<u>1. 330</u>
5	<u>1. 318</u>
6	<u>1. 313</u>
7	<u>1. 294</u>
8	<u>1. 286</u>
9	<u>1. 263</u>
10	<u>1. 287</u>

現 行

(2) 支出済費用換算係数は、次のA表に示すところによる。なお、昭和49年度以前の支出済費用換算係数は、A表の昭和50年度の支出済費用換算係数にB表の昭和50年度基準換算係数を乗じて算出する。

(A表) 支出済費用換算係数

年 度	支出済費用換算係数
昭和50年度	<u>2. 086</u>
51	<u>1. 976</u>
52	<u>1. 882</u>
53	<u>1. 805</u>
54	<u>1. 655</u>
55	<u>1. 499</u>
56	<u>1. 466</u>
57	<u>1. 432</u>
58	<u>1. 427</u>
59	<u>1. 418</u>
60	<u>1. 417</u>
61	<u>1. 436</u>
62	<u>1. 444</u>
63	<u>1. 414</u>
平成 元	<u>1. 357</u>
2	<u>1. 303</u>
3	<u>1. 251</u>
4	<u>1. 231</u>
5	<u>1. 221</u>
6	<u>1. 216</u>
7	<u>1. 198</u>
8	<u>1. 191</u>
9	<u>1. 169</u>
10	<u>1. 192</u>

改正後

年 度	支出済費用換算係数
11	<u>1. 298</u>
12	<u>1. 294</u>
13	<u>1. 310</u>
14	<u>1. 314</u>
15	<u>1. 315</u>
16	<u>1. 294</u>
17	<u>1. 250</u>
18	<u>1. 228</u>
19	<u>1. 218</u>
20	<u>1. 147</u>
21	<u>1. 180</u>
22	<u>1. 169</u>
23	<u>1. 154</u>
24	<u>1. 199</u>
25	<u>1. 149</u>
26	<u>1. 119</u>
27	<u>1. 118</u>
28	<u>1. 136</u>
29	<u>1. 093</u>
30	<u>1. 088</u>
令和 元	<u>1. 069</u>
2	<u>1. 080</u>
3	<u>1. 000</u>

(注) 最終年度の翌年度の支出済費用換算係数は、原則として、企業物価指数（日本銀行）その他の資料により算出される最近3か月以上の月別物価指数の対前年同月増減率の平均値に基づき算出する。

(B表) 昭和50年度基準換算係数 [略]

現 行

年 度	支出済費用換算係数
11	<u>1. 201</u>
12	<u>1. 198</u>
13	<u>1. 213</u>
14	<u>1. 216</u>
15	<u>1. 217</u>
16	<u>1. 198</u>
17	<u>1. 157</u>
18	<u>1. 137</u>
19	<u>1. 128</u>
20	<u>1. 062</u>
21	<u>1. 092</u>
22	<u>1. 083</u>
23	<u>1. 068</u>
24	<u>1. 111</u>
25	<u>1. 064</u>
26	<u>1. 036</u>
27	<u>1. 035</u>
28	<u>1. 052</u>
29	<u>1. 012</u>
30	<u>1. 007</u>
令和 元	<u>0. 990</u>
2	<u>1. 000</u>

(注) 最終年度の翌年度の支出済費用換算係数は、原則として、企業物価指数（日本銀行）その他の資料により算出される最近3か月以上の月別物価指数の対前年同月増減率の平均値に基づき算出する。

(B表) 昭和50年度基準換算係数 [略]

(別紙)

土地改良事業の費用対効果分析に 必要な諸係数

令和5年4月

農村振興局整備部土地改良企画課

土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数

1 還元率の算定に必要な係数

(1) 還元率の算定に必要な i 及び n の値は次に示すところによる。

i (割引率) = 0.04

n (当該施設耐用年数) は、次表に示す施設区分及び構造物区分ごとの標準耐用年数による。

施設区分		構造物区分	標準耐用年数
貯水池		ダム、ため池	80年
頭首工		コンクリート 石積	50 40
水門 (樋体暗渠を含む)		鋼	30
水路	用排水路	鉄筋コンクリート、コンクリートブロック コンクリート二次製品、管路、矢板	40 20~40
		練石積	30
		空石積	20
		土水路	10~20
		隧道	巻立 素掘
路	水路橋	鉄筋コンクリート、鉄骨	50
	暗渠	鉄筋コンクリート	50
	サイフォン	鉄筋コンクリート、管路	50
建物		鉄筋コンクリート 鉄骨 木造	45 35 20
用排水機		ポンプ及び原動機を一括	20
水管理施設		管理制御機械装置及び通信施設を一括	10
干拓		堤防 閘門 排水門	100 50 30
地利 下水用	集水暗渠	ヒューム管、コンクリート管、石積	15
	井戸	巻立、管	30

施設区分		構造物区分	標準耐用年数
農	路面	コンクリート敷 アスファルト敷 砂利敷	15 10 15
	路盤、路床		40
道	橋梁	鉄筋コンクリート	60
		鉄骨	45
区画整理		整地工のみ 整地工、小用排水路、耕作道等一括	100 30～40
暗渠排水		完全暗渠 簡易暗渠	15～30 10～15
客土		泥炭地における客土 その他	15～30 30～50
かんがい排水事業 〔施設区分が明瞭でない関連事業の場合のみ使用〕		ため池施設を含むもの 機械施設を含むもの ため池、機械施設を含まないもの又は 明らかでないもの	55 25 20～30
索道		機械施設を含む	10～15
スプリンクラー			5～10
発電施設		水車及び発電機を一括	20
鳥獣侵入防止柵		金属造、主として木造	15
開畑・開田			100
防風林			100
施設用地		買収用地	100

2 作物生産効果等の算定に必要な生産物単価並びに純益率及び所得率

(1) 生産物単価

生産物単価は、生産者の販売価格（農家受取価格）によるものとし、原則として、事業地区における平均的な品種、品質のもの最近5か年の各年の価格（明らかに異常な価格と認められる年を除く各年の出回り期における平均価格）を消費者物価指数により事業計画時に換算したものの平均価格による。

(2) 純益率及び所得率

作物ごとの作付面積の増減及び単位面積当たり収量の増加に係る純益率及び所得率は次による。

ア 主要な作物については、次表に示すところによる。

作物名		純益率		所得率		
		作付増減	単収増加	作付増減	単収増加	
水 稲	水 稲	2 0	7 8	4 4	8 4	
	米 粉	—	7 1	2 3	7 9	
	米 飼 料	—	—	—	1 3	
	加 工	—	6 6	8	7 5	
麦 類	大 麦	5	7 4	2 1	7 8	
	小 麦	田	—	5 9	—	6 4
		畑	—	6 3	—	6 5
豆 類	大 豆	—	7 1	1 3	7 6	
	ら っ か せ い	田	—	7 3	2 0	7 8
		畑	1 7	7 8	5 8	8 8
	そ の 他 豆 類	2 0	7 8	3 3	8 2	
野 菜	な す、 ピ ー マ ン	9	7 6	5 2	8 7	
	果 実 的 野 菜	6	7 5	4 3	8 4	
	そ の 他 果 菜 類	1 1	7 6	4 6	8 5	
	ね ぎ、 ほ う れ ん 草	5	7 5	4 8	8 6	
		そ の 他 葉 茎 菜 類	2 0	7 8	4 2	8 4
	さ と い も	1 0	7 6	5 5	8 7	
そ の 他 根 菜 類		1 6	7 7	4 2	8 4	
工 芸 作 物	か ん し ょ	—	6 5	3 6	8 2	
	原 料 用 ば れ い し ょ	—	6 9	6	7 4	
	茶	—	7 3	2 5	7 9	
果 樹	み か ん	—	6 8	2 2	7 8	
	ご き	—	6 9	3 3	8 1	
	か な し	—	7 3	3 4	8 2	
	も も	—	6 8	3 2	8 1	
	ぶ ど う	4	7 4	4 2	8 4	
飼 料 作 物 (牛 乳)	北 海 道	1 1	2 2	2 9	4 0	
	都 府 県	9	1 2	2 7	2 9	

イ その他の作物（アに掲げる作物であって、事業地区の実態からみてアの純益率、所得率によることが著しく不相当と認められる作物を含む。）については、原則として、事業地区における生産費等に基づき次式により算出する。この場合において、事業地区における生産費等は、原則として、最近5か年の「農業経営統計調査」（農林水産省統計部）又はこれに準ずる資料の平均値によるものとするが、事業地区の実態からみて「農業経営統計調査」等によることが著しく不相当であると認められる場合にあつては、当該事業地区の経営計画等によるものとする。

$$\begin{array}{l}
 \text{純益率} \left\{ \begin{array}{l}
 \text{作付増減} 100 - \left[\frac{\text{単位当たり生産費}}{\text{単位当たり主産物価額}} \right] \times 100 \\
 \text{単収増加} 100 - (100 - \text{作付増減純益率}) \times \alpha
 \end{array} \right. \\
 \\
 \text{所得率} \left\{ \begin{array}{l}
 \text{作付増減} 100 - \left[\frac{\text{単位当たり他給費用}}{\text{単位当たり主産物価額}} \right] \times 100 \\
 \text{単収増加} 100 - (100 - \text{作付増減所得率}) \times \beta
 \end{array} \right.
 \end{array}$$

（注）生産費＝第2次生産費－（水利費＋地代）

他給費用＝生産費－家族労働費－（自給肥料費＋畜力費）×0.4

α （作付増減生産費に対する単収増加生産費の比率）＝0.269

β （作付増減他給費用に対する単収増加他給費用の比率）＝0.277

3 国土造成効果の算定に必要な利子率

国土造成効果の算定に必要な利子率は0.04とする。

4 消費者物価指数及び支出済費用換算係数

(1) 消費者物価指数は次表に示すところによる。

(令和2年度=100)

年 度	消費者物価指数	年 度	消費者物価指数
昭和45年度	31.4	平成10年度	98.4
46	33.3	11	97.9
47	35.2	12	97.3
48	40.7	13	96.4
49	49.1	14	95.8
50	54.3	15	95.6
51	59.5	16	95.5
52	63.6	17	95.3
53	66.0	18	95.5
54	69.2	19	95.9
55	74.5	20	96.9
56	77.4	21	95.3
57	79.4	22	94.8
58	80.9	23	94.7
59	82.7	24	94.5
60	84.3	25	95.3
61	84.3	26	98.1
62	84.7	27	98.3
63	85.4	28	98.3
平成 元	87.8	29	99.0
2	90.5	30	99.7
3	93.0	令和 元	100.2
4	94.6	2	100.0
5	95.7	3	100.1
6	96.1		
7	95.9		
8	96.3		
9	98.2		

(注) 最終年度の翌年度の消費者物価指数は、原則として、最近3か月以上の月別消費者物価指数の対前年同月増減率の平均値に基づき算出する。

(2) 支出済費用換算係数は、次のA表に示すところによる。なお、昭和49年度以前の支出済費用換算係数は、A表の昭和50年度の支出済費用換算係数にB表の昭和50年度基準換算係数を乗じて算出する。

(A表) 支出済費用換算係数

年 度	支出済費用換算係数	年 度	支出済費用換算係数
昭和50年度	2. 2 5 3	平成11年度	1. 2 9 8
51	2. 1 3 4	12	1. 2 9 4
52	2. 0 3 2	13	1. 3 1 0
53	1. 9 4 9	14	1. 3 1 4
54	1. 7 8 8	15	1. 3 1 5
55	1. 6 1 9	16	1. 2 9 4
56	1. 5 8 3	17	1. 2 5 0
57	1. 5 4 7	18	1. 2 2 8
58	1. 5 4 1	19	1. 2 1 8
59	1. 5 3 1	20	1. 1 4 7
60	1. 5 3 0	21	1. 1 8 0
61	1. 5 5 1	22	1. 1 6 9
62	1. 5 5 9	23	1. 1 5 4
63	1. 5 2 7	24	1. 1 9 9
平成 元	1. 4 6 5	25	1. 1 4 9
2	1. 4 0 7	26	1. 1 1 9
3	1. 3 5 1	27	1. 1 1 8
4	1. 3 3 0	28	1. 1 3 6
5	1. 3 1 8	29	1. 0 9 3
6	1. 3 1 3	30	1. 0 8 8
7	1. 2 9 4	令和 元	1. 0 6 9
8	1. 2 8 6	2	1. 0 8 0
9	1. 2 6 3	3	1. 0 0 0
10	1. 2 8 7		

(注) 最終年度の翌年度の支出済費用換算係数は、原則として、企業物価指数（日本銀行）その他の資料により算出される最近3か月以上の月別物価指数の対前年同月増減率の平均値に基づき算出する。

(B表) 昭和50年度基準換算係数

(昭和50年度=1.00)

年 度	換 算 係 数	年 度	換 算 係 数
49	1.06	24	8.16
48	1.37	23	13.02
47	1.64	22	24.19
46	1.76	21	89.60
45	1.86	20	346.72
44	2.00	19	534.14
43	2.14	18	707.62
42	2.26	17	769.10
41	2.38	16	874.14
40	2.50	15	911.97
39	2.62	14	943.08
38	2.79	13	1,122.29
37	2.91	12	1,221.60
36	3.17	11	1,367.95
35	3.51	10	1,387.87
34	3.73	9	1,413.75
33	3.88	8	1,444.86
32	3.81	7	1,506.59
31	4.06	6	1,500.37
30	4.23	5	1,285.07
29	4.21	4	1,073.01
28	5.25	3	1,048.12
27	5.97	2	1,044.63
26	6.55	1	989.38
25	7.69		

事務連絡

令和5年4月3日

各地方農政局 農村振興部 土地改良管理課長
国土交通省北海道開発局 農業水産部 農業計画課長
内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課長
北海道 農政部 農村計画課長

} 殿

農林水産省農村振興局整備部
土地改良企画課課長補佐（事業効果班）

土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数等について

土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数等を以下のとおり連絡するので参考にされたい。

1 消費者物価指数（推定値）

年 度	消費者物価指数
令和4年度	103.2

※ 消費者物価指数は、令和2年度を基準（100.0）とした場合の指数である。

2 支出済費用換算係数（推定値）

別紙のとおり。

3 国営土地改良事業の農家負担年償還額の算定に必要な利子率

年 度	利 子 率
令和5年度	2%

(別紙)

(A表) 支出済費用換算係数 (推定値)

年 度	支出済費用換算係数	年 度	支出済費用換算係数
昭和50年度	2. 4 8 9	平成20年度	1. 2 6 7
5 1	2. 3 5 7	2 1	1. 3 0 3
5 2	2. 2 4 5	2 2	1. 2 9 2
5 3	2. 1 5 3	2 3	1. 2 7 4
5 4	1. 9 7 5	2 4	1. 3 2 5
5 5	1. 7 8 8	2 5	1. 2 6 9
5 6	1. 7 4 9	2 6	1. 2 3 6
5 7	1. 7 0 9	2 7	1. 2 3 5
5 8	1. 7 0 2	2 8	1. 2 5 5
5 9	1. 6 9 2	2 9	1. 2 0 7
6 0	1. 6 9 0	3 0	1. 2 0 1
6 1	1. 7 1 3	令和 元	1. 1 8 1
6 2	1. 7 2 3	2	1. 1 9 3
6 3	1. 6 8 7	3	1. 1 0 5
平成 元	1. 6 1 8	4	1. 0 0 0
2	1. 5 5 5		
3	1. 4 9 2		
4	1. 4 6 9		
5	1. 4 5 6		
6	1. 4 5 0		
7	1. 4 2 9		
8	1. 4 2 0		
9	1. 3 9 5		
10	1. 4 2 2		
11	1. 4 3 3		
12	1. 4 2 9		
13	1. 4 4 7		
14	1. 4 5 1		
15	1. 4 5 2		
16	1. 4 2 9		
17	1. 3 8 1		
18	1. 3 5 6		
19	1. 3 4 6		

(参考)

労務単価について(関東農政局作成)

農業部門の労賃単価は、地区の実態に即し、地区及び地区周辺の協定料金並びに農業委員会及び農業協同組合等における雇用労賃によるものとする。

参考として米生産に係る労賃単価を以下に示す。なお、労賃単価として使用する場合は価格修正因子を乗ずる必要があるが、平成19年度より価格修正因子(※)を算出するための調査が廃止されているため、都県における労賃単価の検討の際には取り扱いに留意されたい。

※価格修正因子(デフレーター):農業雇用労働賃金の当年1月～8月の対前年比伸び率(平均値)

(参考)

米生産に係る労賃単価

(単位:円/時間)

区 分	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	静岡県
米生産に係る労賃単価	1,629	1,623	1,426	1,598	1,685	-	-	-	1,389	1,811

出展: 労賃単価は、「農業経営統計調査令和3年産米生産費統計(個別経営)」の10a当たり家族労働費及び同家族労働時間より算出した。

担当: 関東農政局農村振興部土地改良管理課
農政調整官(開発) 吉原

米生産費調査結果

都県名	米生産費統計(個別経営) 10a当たり 令和3年産			米生産費統計(個別経営) 10a当たり 令和2年産			米生産費統計(個別経営) 10a当たり 令和元(平成31)年産		
	家族労働費 ① 円	家族 労働時間 ② hr	労働賃金 単価 ①/② 円/hr	家族労働費 ① 円	家族 労働時間 ② hr	労働賃金 単価 ①/② 円/hr	家族労働費 ① 円	家族 労働時間 ② hr	労働賃金 単価 ①/② 円/hr
茨城県	32,947	20.23	1,629	26,719	16.70	1,600	25,693	15.68	1,639
栃木県	31,683	19.52	1,623	32,093	19.46	1,649	34,063	20.26	1,681
群馬県	25,891	18.16	1,426	24,608	16.82	1,463	21,770	15.19	1,433
埼玉県	38,461	24.07	1,598	44,314	26.10	1,698	43,994	26.07	1,688
千葉県	42,284	25.09	1,685	42,828	25.36	1,689	44,765	26.87	1,666
東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川県	x	x	-	x	x	-	x	x	-
山梨県	x	x	-	x	x	-	x	x	-
長野県	38,164	27.47	1,389	37,788	26.53	1,424	46,558	32.94	1,413
静岡県	60,401	33.35	1,811	66,318	36.80	1,802	72,393	41.58	1,741
avg.	38,547	23.98	1,607						

※利用上の注意

本調査は、全国推計を目的に必要な標本数を都道府県別に配分したものであり、調査結果が県平均値を代表していない場合があるので、利用に当たっては留意されたい。